

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）の規定に基づく避難支援等関係者に対する名簿情報の提供に関し、必要な事項を定めることにより、避難支援等関係者による災害時等の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。

【解説】

この条例の目的を明らかにしています。

避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的に、避難支援等関係者に対する名簿情報の提供に関する必要な事項を条例に定め、災害の発生時又は平常時においても名簿情報の提供を行えるようにするものです。

災害対策基本法により、災害発生時の避難に特に支援を要する者の名簿の作成を市町村長に義務付けるとともに、市町村の条例に特別の定めがあれば、地域防災計画に定める避難支援等関係者に平常時から名簿を提供できることが法的に位置付けられています。

このことから、本市では、災害時に自力避難が困難な高齢者や障がい者等を災害から保護するため、「避難行動要支援者名簿」を作成し、米沢市地域防災計画に定める自主防災組織、民生委員、児童委員、警察、消防、社会福祉協議会、町内会等、コミュニティセンター、福祉関係機関等の避難支援等関係者に名簿情報を提供することで、避難の支援や安否の確認等にあたることとしております。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難行動要支援者 市に在宅で居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。
- (2) 要配慮者 法第8条第2項第15号に規定する高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。
- (3) 避難支援等 避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。
- (4) 避難行動要支援者名簿 法第49条の10第1項の規定により作成した避難支援等を実施するための基礎とする名簿をいう。
- (5) 名簿情報 法第49条の10第2項の規定により、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報をいう。
- (6) 避難支援等関係者 消防機関、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、町内会、コミュニティセンター、地域包括支援センターその他の避難支援等の実施に携わる関係者をいう。

【解説】

本条例で使用する各用語の定義を定めています。

災害時に特に配慮を要する高齢者や障がい者等については、従前「災害時要援護者」という名称でしたが、平成25年6月の法改正により「避難行動要支援者」に変更されました。なお、各用語は法に規定されているものです。

このことは、令和4年3月に改定した「米沢市地域防災計画」及び「避難行動要支援者の避難支援計画」にも明記しています。

(名簿情報の提供)

第3条 市長は、災害の発生に備え、法第49条の11第2項の規定により、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。この場合においては、名簿情報を提供することについて避難行動要支援者の同意を得ることを要しない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、避難行動要支援者が、規則で定める方法により、名簿情報の提供の拒否を申し出たときは、当該避難行動要支援者に係る名簿情報を提供することができない。

3 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、法第49条の11第3項の規定により、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者の同意を得ることなく、名簿情報を提供することができる。

【解説】

第1項は、平常時から避難支援等に必要な限度で、避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することを明記しています。

現在、市が保有する名簿情報は、提供先として自主防災組織と民生委員・児童委員に限定した本人の同意をとっているため、提供範囲が拡大された警察、消防、その他の避難支援等関係者には、本人から再度同意を取り交わさなければ名簿情報を提供できなくなっており、日頃からの多機関による支援体制の構築が困難な状況となっています。また、本来は避難支援等が必要であるにもかかわらず同意の意思表示をしていない人がいるため、災害時に見逃されるという状況が発生する可能性があることが課題となっています。

本条の規定により、本人が同意の意思表示をしなくても避難行動要支援者の範囲に該当する全ての者を対象にした名簿情報を提供することができるようになるものです。国からも、作成した名簿情報を関係機関と情報共有し、災害時に一人も見逃さないようにすることが求められています。

◆「米沢市地域防災計画」及び「米沢市避難行動要支援者の避難支援計画」に定める避難行動要支援者の範囲

- (1) 介護保険法における要介護3～5の認定者
- (2) 重度身体障がい者：身体障害者手帳1級から2級所持者
- (3) 重度知的障がい者：療育手帳A所持者
- (4) 重度精神障がい者：精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- (5) 障がい者総合支援法上のサービス給付を受けている難病患者、医療的ケア児・者
- (6) 75歳以上の高齢者のみの世帯（単身世帯含む）の者

第2項は、名簿情報の提供を拒否する場合には、規則で定める方法により申し出ること
で、名簿情報を提供することができないことを規定しています。

第3項は、法のとおり、災害発生時等緊急を要する場合は、避難支援等の実施に必要な
限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を共有することができると明記し
ています。ただし、災害発生時等であれば無条件に認められるものではなく、例えば、大
雨で河川が氾濫するおそれがある場合には、浸水する可能性がない地区に居住する者の名
簿情報まで一律に提供することはありません。

(名簿情報に係る管理状況の報告等)

第4条 市長は、提供した名簿情報の管理状況を確認する必要があると認めるときは、名
簿情報の提供を受けた者に対し、当該名簿情報の管理に関する報告を求め、又は当該名
簿情報の管理状況を検査することができる。

【解説】

名簿情報は、その性格上個人情報保護を大前提に適切な管理、使用が求められます。名
簿情報を共有している避難支援等関係者に対して、定期的に管理状況の報告を求めると
ともに、名簿情報の管理に疑義がある場合には報告や検査を行うこととします。

このことは、令和4年3月に策定した「避難行動要支援者の避難支援計画」にも明記し
ています。

(名簿情報の漏えいの防止のための措置)

第5条 第3条第1項又は第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者は、当該提供を
受けた名簿情報の漏えいの防止のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

【解説】

名簿情報を共有している避難支援等関係者には、名簿情報の漏えい防止の責務がありま
す。鍵のかかるキャビネット等での保管やむやみに持ち出さない等適切な措置を求めてい
ます。

このことは、令和4年3月に策定した「避難行動要支援者の避難支援計画」にも明記し
ています。

(利用及び提供の制限)

第6条 第3条第1項又は第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、当該名簿情報を自ら利用し、又は当該名簿情報の提供を受けた者以外の者に提供してはならない。

【解説】

名簿情報を共有している避難支援等関係者による避難支援等の用に供する目的外利用や第三者への提供がなされないよう、使用と提供の制限を明記しています。

このことは、令和4年3月に策定した「避難行動要支援者の避難支援計画」にも明記しています。

(守秘義務)

第7条 第3条第1項又は第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、法第49条の13の規定により、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

【解説】

名簿情報を共有している避難支援等関係者は、避難支援に直接関わることとなり、様々な個人情報に触れることとなりますが、個人に関する秘密は守らなければなりません。本条による秘密保持義務は、避難支援等を行う立場にあった間はもとより、これらの立場を退いた後についても引き続き課せられます。

このことは、災害対策基本法第49条の13のほか、令和4年3月に策定した「避難行動要支援者の避難支援計画」にも明記されています。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

この条例の施行に関し必要な事項については、規則で定めることとします。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

【解説】

この条例の施行期日を定めるものです。